

公益財団法人日本教育公務員弘済会 群馬支部長 様

宿泊施設利用補助申請書

下記のとおり申請します。また、「個人情報の取扱いについて」の事項を確認し了承しました。

申請日 令和 年 月 日

[illegible]

※氏名欄の押印は令和4年度から廃止となっています。

宿 泊 施 設 利 用 申 請 内 容				
※宿泊日の2週間前までに申請書を提出してください。				
利 用 者	☐ 本人が利用します。 ☐ 本人は利用しません。			
	☐ どちらかに☒を入れてください。			
	家族利用者氏名 ・同居家族に限る ・宿泊料金のかからない お子様は対象外	1.	続柄	
		2.	続柄	
		3.	続柄	
		4.	続柄	
		5.	続柄	
宿 泊 日	令和	年	月	日 から 泊
宿泊施設名				

「宿泊施設利用券」のご利用方法

- 1 指定宿泊施設に直接予約（予約の際、弘済会利用券を使用される旨お伝えください。）
- 2 **宿泊日の2週間前までに申請書を提出**（教弘担当者にお渡しいただくか、群馬支部事務局へ送付してください。送付する際には、本誌24ページをコピーし封筒を作成いただき、申請書を入れて投函いただければ、切手代はかかりません。また、**申請書は、夏季(8/12～15)・年末年始(12/25～1/5)期間及び土・日・祝日は受付できませんので、ご承知おきください。**）
- 3 宿泊施設利用券を受け取る（教弘担当者経由で手交、又は群馬支部から申請者のご自宅へ送付します。）
- 4 宿泊施設へチェックインする際「**宿泊施設利用券**」をフロントに提出（精算時に補助額が差し引かれます。）
- (注) ・宿泊予定日の3日前までに利用券が届かない時はお電話ください。（群馬支部事務局 TEL027-232-5044）
・旅行会社によるツアー等の場合は利用できません。
・**インターネット予約の場合、利用券を使用できない施設がありますので、予約の際ご確認ください。**
・キャンセル等の場合は宿泊施設及び群馬支部へ必ずご連絡ください。
・宿泊後の申請はできません。
・指定宿泊施設は、本誌10・11ページか日教弘ホームページ（<https://www.nikkyoko.or.jp>）をご覧ください。
・群馬県内の指定宿泊施設には、伊香保温泉ホテル松本楼、前橋ホテルの他に、令和5年4月から四万やまぐら館、草津温泉ホテルヴィレッジ、上牧温泉辰巳館が追加されています。

※申請できる教弘会員は、教弘保険（※）に5口以上ご加入されている群馬支部の会員で、現職会員及び退職会員もすべて含みます。
*教弘保険…新教弘保険（ユース、A型、B型、S型、K型）、旧教弘保険

『個人情報取扱いについて』

1. 宿泊施設利用申請書で提供いただきました個人情報は福祉事業の運営推進のためのみに利用します。
2. 個人情報の取り扱いについては、当会ホームページ（<https://www.nikkyoko.or.jp>）をご覧ください。
3. お問合せ等は、群馬支部事務局へお願いします。

教弘保険の加入状況			
加入年月日	証券番号	口数	保険料月額
・ ・	号	口	円
・ ・	号	口	円

給付 裁定	支部長	事務局長